

## 留意点メモ

- 1 任意後見契約法第4条第1項各号に規定する事由があるときは、任意後見監督人を選任することができません(任意後見契約の効力が発生しない。)
  - (1) 本人が未成年者であるとき
  - (2) 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき
  - (3) 任意後見受任者が次に掲げるものであるとき
    - イ 民法847条各号(第4号を除く。)に掲げる者  
(①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③破産者、⑤行方の知れない者)
    - ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
    - ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者
- 2 本人又は任意後見受任者(任意後見人)の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には、変更の登記の申請をする必要があります。
- 3 任意後見監督人選任前の解除は公証人の認証を受けた書面が、任意後見監督人選任後の解除は家庭裁判所の許可が、それぞれ必要です。
- 4 任意後見契約を解除したときは、任意後見監督人の選任の前後を問わず、終了の登記の申請をしなければなりません。
- 5 任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、解除の意思表示を記載した書面(任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面)の原本を相手方に送達した上で、その送達を証する書面(例えば、配達証明付内容証明郵便の謄本)を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があります。
- 6 合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、合意解除の意思表示を記載した書面(任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面)の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があります。

以上